

金融商品取引業とは？

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-29

【要約】

2006年6月7日、証券取引法等改正法案が可決・成立し、14日には公布された。

同法により、証券取引法は、金融商品取引法に改組されることが予定されている。

金融商品取引法の下では、従来の証券業、金融先物取引業、投資信託委託業、投資顧問業などは、「金融商品取引業」と位置づけられる。

金融商品取引業は、その業務に応じて「第一種金融商品取引業」（証券業などに相当）、「第二種金融商品取引業」（ファンドの自己募集など）、「投資助言・代理業」（投資顧問業（助言）などに相当）、「投資運用業」（投資顧問（一任）、投資信託委託業などに相当）に分類される。

はじめに（証券取引法等改正法の成立）

2006年6月7日、「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、証券取引法等改正法）が国会で可決・成立した¹。6月14日には公布されている。

証券取引法等改正法の概要を示すと次のとおりである。

【証券取引法等改正法の構造と概要】

改正される法令名	内容	施行日
1. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	証券取引等監視委員会の権限強化 「見せ玉」規制強化 相場操縦などに対する罰則強化	公布日から起算して20日間を経過した日
2. 証券取引法（名称は証券取引法のまま）	T O B 制度の見直し	公布日から6ヶ月以内の政令指定日
	大量保有報告制度の見直し	同上（一部は公布日から1年以内の政令指定日）
3. 証券取引法 金融商品取引法に名称変更	金融商品取引法に全面改正（投資者保護のための横断的法制の整備）	公布日から1年6ヶ月以内の政令指定日
	取引所における自主規制機能の独立性確保など 開示制度の拡充	

本稿では、これらのうち「金融商品取引法に全面改正」に関連して、「金融商品取引業」について説明する。

¹ 原文は、金融庁のウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>) に掲載されている。



1. 「金融商品取引業」とは

従来の証券取引法が、規制の対象とした業務は「証券業」と呼ばれ、そうした業務を担う業者を「証券会社」と呼んでいた。それに対して、金融商品取引法の下では、規制の対象とする業務は「金融商品取引業」であり、そうした業務を担う業者を「金融商品取引業者」と呼ぶ。

具体的には、金融商品取引法は、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことを「金融商品取引業」と定義している（金融商品取引法2条8項）。

- (1)有価証券の売買（ 1 ）（ 2 ）・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引
- (2)有価証券の売買（ 2 ）・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（ 3 ）、代理
- (3)次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ、代理
 - イ 取引所金融商品市場における有価証券の売買・市場デリバティブ取引
 - ロ 外国金融商品市場における有価証券の売買・外国市場デリバティブ取引
- (4)店頭デリバティブ取引、その媒介、取次ぎ（ 3 ）、代理（以下、店頭デリバティブ取引等）
- (5)有価証券等清算取次ぎ
- (6)有価証券の引受け
- (7)次に掲げる有価証券の募集・私募（いわゆる自己募集）
 - イ 委託者指図型投資信託の受益証券
 - ロ 外国投資信託の受益証券
 - ハ 抵当証券
 - ニ 外国又は外国の者が発行する証券・証書で抵当証券の性質を有するもの
 - ホ 次の権利のうち、その権利を表示する証券が発行されていないもの
 - 前記イ・ロの権利
 - 前記ハ・ニの権利のうち内閣府令で定めるもの
 - ヘ 集団投資スキーム持分、外国法令に基づく権利で集団投資スキーム持分に類するもの
 - ト 前記イ～へのほか政令で定める有価証券
- (8)有価証券の売出し
- (9)有価証券の募集・売出しの取扱い、私募の取扱い
- (10)私設取引システム（PTS 又は MTF ）の運営（ 4 ）
- (11)投資顧問契約に基づき助言を行うこと
- (12)投資一任契約、投資法人との資産運用委託契約等に基づき、有価証券・デリバティブ取引に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む）を行うこと
- (13)投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介
- (14)有価証券・デリバティブ取引に対する投資として、投資信託・外国投資信託に拠出された金銭その他の財産の運用を行うこと（ 5 ）
- (15)有価証券・デリバティブ取引に対する投資として、次の権利の保有者から出資・拠出された金銭その他の財産の運用を行うこと（ 6 ）
 - イ 受益証券発行信託の受益証券、外国又は外国の者の発行する証券・証書でその性質を有するもの

- ロ 信託の受益権、外国の者に対する権利でその性質を有するもの
- ハ 集団投資スキーム持分、外国法令に基づく権利で集団投資スキーム持分に類するもの
- ニ その他政令で定める権利

(16)前記(1)～(10)の行為に関して、顧客から金銭・証券・証書の預託を受けること

(17)社債等振替法に基づく振替口座の開設を受けて、振替を行うこと

(18)前記(1)～(17)に類するものとして政令で定める行為

- (1) デリバティブ取引に該当するものを除く。
- (2) (10)に該当するものを除く。
- (3) 有価証券等清算取次ぎを除く。
- (4) 厳密には、有価証券の売買、その媒介・取次ぎ・代理であって、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うもの。
 - イ 競売買の方法（売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る）
 - ロ 上場有価証券について、金融商品取引所における売買価格を用いる方法
 - ハ 店頭売買有価証券について、金融商品取引業協会が公表する売買価格を用いる方法
 - ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
 - ホ イ～ニのほか内閣府令で定める方法
- (5) (12)に該当するものを除く。
- (6) (12)(14)に該当するものを除く。

このように金融商品取引法に基づく「金融商品取引業」は、従来の「証券業」と比べて、極めて広い業務範囲をカバーしている。即ち、従来の「証券業」（前記(1)～(10)など）に加えて、「金融先物取引業」（前記(1)～(3)（市場デリバティブ取引に関する部分）など）、「投資顧問業」（前記(11)～(13)など）、「投資信託委託業」（前記(12)(14)など）なども「金融商品取引業」とされているのである。

これらの金融商品取引業は、次の4種類に分類される。

第一種金融商品取引業

第二種金融商品取引業

投資助言・代理業

投資運用業

2 . 第一種金融商品取引業

第一種金融商品取引業とは、次の ~ のうちいずれかを業として行うこととされている（金融商品取引法 28 条 1 項）。

有価証券（みなし有価証券を除く）についての次の行為

- 売買・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引
- 売買・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理
- 取引所金融商品市場における売買・市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ、代理
- 外国金融商品市場における売買・外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ、代理
- 有価証券清算取次ぎ
- 売出し

- 募集・売出しの取扱い、私募の取扱い

店頭デリバティブ取引等

次のいずれかに該当する行為

イ 有価証券の元引受けであって、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの

ロ 前記イ以外の有価証券の元引受け

ハ 有価証券の引受けのうち、元引受け以外のもの

私設取引システム（PTS 又は MTF）の運営

有価証券等管理業務（下記のもの）

- 顧客からの金銭・証券・証書の預託の受入れ

- 社債等振替法に基づく振替口座の開設・振替

これらの業務のうち ~ は、基本的に、証券取引法の下での「証券業」とほぼ重複するものである。また、 の業務も証券業の付随業務等（保護預りなど）として実施されてきたものである。

その意味では、第一種金融商品取引業を営む者とは、従来の「証券会社」に該当する者であるということができるだろう。事実、既存の証券会社については、現在の業務を引き続き行う上で、次のような経過措置が設けられているのである。

まず、既存の証券会社は、経過措置によって、 、 、 ハ、 の業務については、金融商品取引法の下での登録を受けたものとみなされる（みなし登録第一種業者）（金融商品取引法附則 18 条）²。加えて、金融商品取引法の下でも、「証券」という名称を引き続き使用することができる（同附則 25、26 条）。

更に、証券取引法の下で、既に元引受業務の認可を受けている証券会社については、 イ、ロの業務の登録を受けたものとみなされる（金融商品取引法附則 21 条）。また、証券取引法の下で、既に私設取引システム運営の認可を受けている証券会社は、 の業務の登録を受けたものとみなされる（同附則 22 条）。

そのほか、現行の金融先物取引法に基づいて登録された既存の金融先物取引業者も、経過措置によって、 の業務の登録を受けたものとみなされる（整備法 60 条）。

3 . 第二種金融商品取引業

第二種金融商品取引業とは、次の ~ のうちいずれかを業として行うこととされている（金融商品取引法 28 条 2 項）。

次に掲げる有価証券の募集・私募（以下、集団投資スキーム等の自己募集）

イ 委託者指図型投資信託の受益証券

ロ 外国投資信託の受益証券

ハ 抵当証券

² ただし、金融商品取引法の施行日から 3 ヶ月以内に必要書類の提出が義務付けられている。

- ニ 外国又は外国の者が発行する証券・証書で抵当証券の性質を有するもの
 ホ 次の権利のうち、その権利を表示する証券が発行されていないもの
 - 前記イ・ロの権利
 - 前記ハ・ニの権利のうち内閣府令で定めるもの
 ヘ 集団投資スキーム持分、外国法令に基づく権利で集団投資スキーム持分に類するもの
 ト 前記イ～へのほか政令で定める有価証券

みなし有価証券についての次の行為（以下、みなし有価証券の売買等）

- 売買・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引
- 売買・市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理
- 取引所金融商品市場における売買・市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ、代理
- 外国金融商品市場における売買・外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ、代理
- 有価証券清算取次ぎ
- 売出し
- 募集・売出しの取扱い、私募の取扱い

有価証券・みなし有価証券以外に関する次の行為

- 市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引
- 市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、代理
- 取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ、代理
- 外国金融商品市場における外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ、代理

その他政令で定める行為

は、「集団投資スキーム持分などの自己募集」と呼ばれる業務である。例えば、各種の投資ファンドが（他の業者を介さずに）自ら募集を行うような場合であっても、第二種金融商品取引業者としての登録が必要とされることとなる。

は、みなし有価証券等の売買等と呼ばれる業務である。信託の受益権、合同会社（いわゆる日本版 LLC）の社員権、集団投資スキーム持分などの売買等を業として行う場合には、この業務の登録が必要とされる。

は、有価証券関連以外の市場デリバティブ取引などに関する業務である。例えば、金融商品取引所で取引される為替証拠金取引や金利スワップ取引などに関する業務が該当するものと考えられる。

なお、次の者は、経過措置により、第二種金融商品取引業について、金融商品取引法の下での登録を受けたものとみなされる³（金融商品取引法附則 18 条、159 条、整備法 60 条）。

現行の証券取引法に基づいて登録された既存の証券会社

現行の投資信託法（ ）に基づいて認可を受けた投資信託委託業者、投資法人資産運用業者

現行の金融先物取引法に基づいて登録された既存の金融先物取引業者

（ ）正式な法律名は、「投資信託及び投資法人に関する法律」である。

³ ただし、金融商品取引法の施行日から 3 ヶ月以内に必要書類の提出が義務付けられている。

4 . 投資助言・代理業

投資助言・代理業とは、次の ①～④ のうちいずれかを業として行うこととされている（金融商品取引法 28 条 3 項）。

投資顧問契約に基づき助言を行うこと

投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介

これらは、現行の投資顧問業（投資一任契約業務を除く）及び投資顧問の代理店業務などを意味していると言えるだろう。

なお、現行の投資顧問業法⁴に基づいて登録された既存の投資顧問業者は、経過措置により、金融商品取引法の下での投資助言・代理業の登録を受けたものとみなされる⁵（みなし登録助言・代理業者）（整備法 37 条）。

5 . 投資運用業

投資運用業とは、次の ①～④ のうちいずれかを業として行うこととされている（金融商品取引法 28 条 4 項）。

投資一任契約や投資法人との資産運用委託契約等に基づき、有価証券・デリバティブ取引に対する投資として、金銭その他の財産の運用（その指図を含む）を行うこと

有価証券・デリバティブ取引に対する投資として、投資信託・外国投資信託に拠出された金銭その他の財産の運用を行うこと

有価証券・デリバティブ取引に対する投資として、次の権利の保有者から出資・拠出された金銭その他の財産の運用を行うこと

イ 受益証券発行信託の受益証券、外国又は外国の者の発行する証券・証書でその性質を有するもの

ロ 信託の受益権、外国の者に対する権利でその性質を有するもの

ハ 集団投資スキーム持分、外国法令に基づく権利で集団投資スキーム持分に類するもの

ニ その他政令で定める権利

これはいずれも、いわゆる資産運用に関する業務である。

①は、現行の投資一任契約に関する投資顧問業や、いわゆる会社型投資信託についての投資法人資産運用業に相当する業務であると言えるよう。

②は、現行の（契約型）投資信託に関する投資信託委託業などに該当する業務である。

③は、金融商品取引法の下で新たに有価証券とみなされる各種のファンド（集団投資スキーム持分）などについての運用業務であると言えるだろう。

なお、次の者は、経過措置により、金融商品取引法の下での投資運用業の登録を受けたものと

⁴ 正式な法律名は、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」である。

⁵ ただし、金融商品取引法の施行日から 3 ヶ月以内に必要書類の提出が義務付けられている。

みなされる⁶（金融商品取引法附則 159 条、整備法 41 条）。

現行の投資信託法に基づいて認可を受けた投資信託委託業者、投資法人資産運用業者（みなし登録運用業者）

現行の投資顧問業法に基づき、投資一任契約に関する業務についての認可を受けている既存の投資顧問業者（みなし登録助言・運用業者）。

金融商品取引法下の各種「金融商品取引業」の概要

業種	主な業務内容
第一種金融商品取引業 証券会社など	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 有価証券（みなし有価証券除く）の売買等 ▶ 店頭デリバティブ取引等 ▶ 引受業務 ▶ 私設取引システムの運営 ▶ 有価証券等管理業務
第二種金融商品取引業 金融先物取引業者 自己募集のファンドなど	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集団投資スキーム持分等の自己募集 ▶ みなし有価証券の売買等 ▶ 市場デリバティブ取引等（有価証券関連以外）
投資助言・代理業 投資顧問業（助言）など	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資顧問契約に基づく助言 ▶ 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介
投資運用業 投資信託委託業 投資顧問業（一任）など	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資一任契約等に基づく運用 ▶ 投資信託等の運用 ▶ 集団投資スキーム等の運用

（出所）大和総研制度調査部作成

⁶ ただし、投資信託委託業者及び投資法人資産運用業者については、金融商品取引法の施行日から 3 ヶ月以内に必要書類の提出が義務付けられている。なお、投資顧問業者については、投資運用業そのものについての書類提出義務は明文で定められてはいないが、そもそも「みなし登録助言・運用業者」としての書類提出義務が課されている。